

令和6年高島市教育委員会第10回定例会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和6年10月22日（火）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時30分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
令和6年第9回定例会会議録承認
議第59号 高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および任命について
議第60号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書案について
議第61号 臨時代理につき承認を求めることについて
（高島市教育委員会事務局職員の人事）
報告第21号 高島市教育委員会事務局職員の人事について
報告第22号 高島市立図書館の臨時休館について
- 4 出席委員
川島教育長、田邊委員、橋本委員、高木委員、森委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、饗庭教育指導部長、赤水スポーツ振興部長、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、平井教育総務部次長（教育総務課長取扱）、野崎スポーツ振興部次長（国スポ・障スポ大会推進課長取扱）、竹井社会教育課長、小川文化財課長、横井川文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、川原林学校教育課長、保木学事施設課長、藤原学校給食課長、中村教育総務課主査、藤本教育総務課主事
- 6 会議を傍聴した者 1人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第10回定例会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、高木委員

議題の公開／非公開 全て公開

議第59号 高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および任命について

【説明】 平井教育総務部次長

本件は、高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、高島市マキノ小学校開校準備協議会委員に委嘱および任命することについて、議決を求めるものである。

高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱は、第9回定例会において高島市小中学校再編基本方針を議決後、追加議案として審議の上、議決いただいたものである。その後、教育委員会事務局で関係者との調整を行い、人選を進めてきた。

委員には、1号委員にマキノ地域の小学校の校長3名および教頭3名、2号委員にマキノ中学校の校長および教頭、3号委員に小学校の教職員を代表する者としてマキノ地域の小学校に勤務する教員3名、4号委員に小学校の保護者を代表する者としてマキノ地域の小学校のPTA役員3名、5号委員にマキノ東こども園およびマキノ西こども園の保護者を代表する者としてそれぞれの保護者会会長2名、6号委員にマキノ地域の区長自治会長および住民自治協議会を代表する者としてマキノ地域区長等連絡会会長およびマキノまちづくり協議会会長、7号委員に小学校の学校運営協議会を代表する者としてマキノ地域の運営協議会の代表者3名、8号委員にマキノ中学校区の地域学校協働活動推進員、9号委員にその他教育委員会が必要と認める者としてマキノ地域を総合的に判断する機会が多いことからマキノ支所長および高島市図書館協議会委員1名を委嘱および任命するものである。

任期は、令和6年10月22日から開校日の前年度の3月31日までである。

教職員の人事異動や各団体の代表者の交代があると考えているが、準備協議会における議論が円滑に進めていただけるよう教育委員会事務局で進捗管理をしながら進めていきたいと考えている。

【質疑等】

○橋本委員

委員の交代を想定されているとのことであるが、後任の方にこれまで積み重ねてこられた意見を丁寧に説明した上で、議論を進めていただきたい。

【採決】 可決

議第60号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書案について

【説明】 平井教育総務部次長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することについて、議決を求めるものである。

点検評価は、教育委員会事務局で内部評価を行った後、学識経験を有する外部評価委員3名により、事業の必要性や目標達成度、効率性あるいは合理性の観点から総合的に評価をいただいた。評価結果については、33事業のうち28事業がAランク、5事業がBランクであった。各事業の詳細な評価結果については資料に記載のとおりである。

【質疑等】

○橋本委員

杉浦氏の総評に「不登校児童生徒への対応が課題となっています」と記載があるが、昨年度あすくる高島と教育相談・課題対応室がこども若者応援ベース「みらくる」に集約され、連携しやすくなっていると思うが、指導の質を高めるなど他にも課題があるのか。

○饗庭教育指導部長

不登校の対応をしているのは、あすくる高島や教育相談・課題対応室のほか教育支援センター「スマイル」で行っており、このうち、あすくる高島と教育相談・課題対応室が「みらくる」に集約されたことで一定連携が図れていると考えているが、不登校数は増加傾向にあることから、外部委員の方からご指摘いただいた。今後、教育支援員や教育支援センター「スマイル」の指導の充実が必要であると考えている。

○橋本委員

総評の社会教育と文化財の分野に関して、どちらも地域人材の育成に期待あるいは課題とされているが、例えば市民大学たかしまアカデミー修了者を地域人材の核としていくこと等を考えているのか、今後の展望を聞かせいただきたい。

○竹井社会教育課長

市民大学たかしまアカデミーの修了者に情報提供を行い、地域での活動に関わっていただきたいと考えている。

【採 決】 可決

議第61号 臨時代理につき承認を求めることについて

（高島市教育委員会事務局職員の人事）

【説 明】 平井教育総務部次長

本件は、高島市教育委員会事務局職員の人事について、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、令和6年10月1日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求めるものである。人事異動の内容は、教育指導部学事施設課の参事級職員1名が市長部局へ出向するというものである。

【質疑等】 なし

【採 決】 承認

報告第21号 高島市教育委員会事務局職員の人事について

【説 明】 平井教育総務部次長

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号の規定に基づき、令和6年10月1日に人事異動を発令したので報告するものである。教育長に対する事務委任規則第4条に、主任またはこれに相当する職以下の職員の任免その他の人事は教育長が専決できることから報告事項としている。人事異動の内容は主査級職員1名が教育指導部学事施設課に配属され、同じく学事施設課の主査級職員1名が市長部局へ出向するというものである。

【質疑等】 なし

報告第22号 高島市立図書館の臨時休館について

【説 明】 中川教育総務部次長

本件は、高島市立図書館の管理運営に関する規則第4条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、11月1日から11月30日まで高島図書室の臨時休館を定めたので報告する。高島公民館の全館を対象とした空調設備改修工事に伴い、当該公民館内に設置している高島図書室の天井、壁等を撤去して工事を行うことから、利用者および職員の安全確保のためである。

【質疑等】 なし

閉会 教育長が第10回定例会の閉会を宣言